

総行福第190号
令和2年6月5日

各 都 道 府 県 知 事 殿
(市町村担当課・区政課扱い)

総務省自治行政局長
(公 印 省 略)

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律
による地方公務員等共済組合法の改正について(通知)

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号。以下「年金制度改正法」という。)が本日公布され、同法第17条及び第18条により地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。)の一部が改正されました。

このたびの改正概要は下記のとおりですので、関係事項を貴都道府県内の指定都市を除く市区町村(一部事務組合を含む。)並びに市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対し通知の上、その施行に遺漏のないよう願います。

なお、施行に当たって別途制定する政令及び省令については、それぞれの公布等の時点でその改正概要を改めて通知します。

また、年金制度改正法については、厚生労働省から別添のとおり「「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の公布について(通知)」(令和2年6月5日付け保発0605第1号/年発0605第4号)が日本年金機構理事長等宛てに通知されておりますので、厚生年金保険法等の改正事項を御確認いただくとともに、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村(一部事務組合を含む。)並びに市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対し通知の上、その施行に遺漏のないよう願います。

記

第1 改正の趣旨

これまでの年金制度等の改正により、地方公共団体等においても一定の要件を満たす短時間勤務職員に対して、厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大が行われているが、地方公務員共済制度の適用対象とはなっていないため、これらの短時間勤務職員と常勤職員との間で、適用される被用者保険制度が異なる状況となっている。

他方で、地方公共団体においては今年度から会計年度任用職員制度が施行され、非常勤職員の処遇改善の取組が行われている状況であり、年金制度改正法において短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大が行われることに併せて、国家公務員共済制度との権衡も踏まえ、地方公共団体等に勤務する短時間勤務職員のうち厚生年金保険及び健康保険の適用対象であるものに対して、地方公務員共済制度の適用範囲を拡大することとした。

また、年金制度改正法において、より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、受給開始時期の選択肢の拡大等の措置が講じられることに併せて、地方公務員共済制度においてもこれに準じた措置を講ずることとした。

第2 地共済法の一部改正関係

1 短時間勤務職員に対する地方公務員共済制度の適用範囲の拡大に関する事項

地方公共団体等に勤務する短時間勤務職員のうち厚生年金保険及び健康保険の適用対象であるものを組合員とし、短期給付及び福祉事業を適用することに伴い、以下のとおり所要の措置を講じた。

(1) 地方公務員である職員について、常時勤務に服することを要しない地方公務員で政令で定めるものを職員に含むものとし、短時間勤務職員に地方公務員共済制度の適用範囲を拡大することとされたこと。

なお、厚生年金保険及び健康保険の被保険者の要件と同様に、2月以内の期間を定めて使用される者であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないものを職員に含まないものとされたこと。（地共済法第2条関係）

(2) 職員とみなして地方公務員共済制度が適用されている組合役職員等、職員引継一般地方独立行政法人の役職員、定款変更一般地方独立行政法人の役職員及び職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員について、(1)の改正後の地方公務員である職員の適用範囲に準ずるものを適用対象として主務省令で定めることとされたこと。（地共済法第141条から第141条の4まで関係）

(3) 職員とみなして地方公務員共済制度が適用されている国の職員についても、(1)の改正後の地方公務員である職員の適用範囲に準ずるものを適用対象として政令で定めることとされたこと。（地共済法第142条関係）

(4) 標準報酬の等級及び月額並びにその基礎となる報酬月額の区分について、退職等年金給付に係るものについては厚生年金保険に係るものと同じにし、短期給付

等事務に係るものについては健康保険に係るものと同じにすることとされたこと。（地共済法第43条第1項及び第2項関係）

また、厚生年金保険及び健康保険と同様に、短時間勤務職員については、報酬支払の基礎となった日数が11日未満である月は標準報酬の決定に用いないこととし、対象者については総務省令で定めることとされたこと。（地共済法第43条第5項関係）

- (5) 常時勤務に服することを要しない職員のうち、このたびの改正により新たに組合員となる厚生年金保険及び健康保険の適用対象であるものについては、既に厚生年金保険が適用されていることを踏まえ、厚生年金保険がその一部をなす長期給付は適用しないものとして政令で定めることとされたこと。（地共済法第74条第2項第1号関係）

また、臨時に使用される職員については、退職年金の受給権者となるために必要な1年以上の引き続く組合員期間を有しないものがあることを踏まえ、退職年金がその一部をなす長期給付は適用しないものとして政令で定めることとされたこと。（地共済法第74条第2項第2号関係）

長期給付の適用を受ける組合員がその適用を受けない組合員となったときは、長期給付の適用については、そのなった日の前日に退職したものとみなすこととされたこと。（地共済法第74条第3項関係）

長期給付の適用を受けない組合員がその適用を受ける組合員となったときは、長期給付の適用については、そのなった日に新たに組合員となったものとみなすこととされたこと。（地共済法第74条第4項関係）

2 退職年金の支給の繰下げに関する事項

高齢期の就労の拡大等を踏まえ、高齢者が自身の就労状況等に合わせて年金受給の方法を選択できるよう、厚生年金保険法等の改正により、現行70歳の老齢厚生年金等の繰下げ受給の上限年齢が75歳に引き上げられることとなったことを踏まえ、退職年金について、以下のとおりとされた。

- (1) 現行70歳に達する日の前日まで可能とされている支給の繰下げの申出について、70歳に達する日以後も申出を可能とし、受給権を取得した日から起算して10年を経過した日後にある者が申出をしたときは、10年を経過した日において申出があったものとみなすこととされたこと。（地共済法第94条第1項及び第2項関係）
- (2) 受給権を取得した日から起算して5年を経過した日後から受給権を取得した日から起算して15年を経過した日前までに退職年金を請求し、かつ、支給の繰下げの申出をしないときは、当該請求をした日の5年前の日に支給の繰下げの申出があったものとみなすこととされたこと。（地共済法第94条第4項関係）

3 退職等年金分掛金の徴収に関する事項

組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときの退職等年金分

掛金の徴収については、組合員保険料の徴収と同様に、組合員期間の計算と対応させるため、その月に、更に地方の組合の組合員の資格を取得したとき、又は国の組合の組合員の資格を取得したときのほか、厚生年金保険の被保険者等の資格を取得したときも、その喪失した資格に係るその月の退職等年金分掛金は徴収しないこととされたこと。（地共済法第114条第2項関係）

4 給付の返還を受ける権利等の消滅時効に関する事項

厚生年金保険法の改正により、実施機関に関わらず、厚生年金保険給付の返還を受ける権利の消滅時効期間が5年となることを踏まえ、退職等年金給付の返還を受ける権利の消滅時効期間についても5年とされたこと。（地共済法第144条の23第1項関係）

また、厚生年金保険法の改正により、実施機関に関わらず、保険料等を徴収し、若しくはその還付を受ける権利又は厚生年金保険給付の返還を受ける権利の時効について、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとされることを踏まえ、退職等年金給付の返還を受ける権利又は掛金及び負担金を徴収し、若しくはその還付を受ける権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとされたこと。（地共済法第144条の23第2項及び第4項関係）

5 日本国籍を有しない者に対する一時金の支給に関する事項

当分の間、組合員期間が1年以上である日本国籍を有しない者であり、かつ、退職している者（退職等年金給付の請求を行った者を除く。）であって、当該組合員期間に係る厚生年金保険法の脱退一時金の支給を請求したものは、一時金の支給を請求することができ、その請求があったときは、退職をした日における給付算定基礎額の2分の1に相当する金額の一時金を支給することとされたこと。（地共済法附則第19条の2関係）

第3 恩給担保貸付事業の廃止関係

年金制度改正法において年金担保貸付事業の廃止のために所要の措置が講じられることを踏まえ、株式会社日本政策金融公庫等が行う恩給担保貸付事業について、以下のとおりとされた。

(1) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）の施行日前に給付事由が生じた同法による改正前の地共済法による年金給付等については、恩給公務員期間を有する者に係るものを除き、恩給担保貸付事業は廃止することとされたこと。（年金制度改正法附則第55条の規定による改正後の平成24年一元化法附則第122条関係）

(2) 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年法律第56号。以下「平成23年地共済改正法」という。）の施行日前に給付事由が生じた同法に

よる改正前の地共済法による地方議会議員の年金については、恩給担保貸付事業は廃止することとされたこと。（年金制度改正法附則第76条の規定による改正後の平成23年地共済改正法附則第35条関係）

(3) 原則として担保に供することができない年金給付を受ける権利を、恩給担保貸付事業の場合は例外として担保に供することができることとしている規定について、恩給担保貸付事業の廃止に伴い、当該規定は適用しないこととされたこと。（年金制度改正法附則第78条及び第79条関係）

(4) 恩給担保貸付事業が継続される恩給公務員期間を有する者に係る年金給付については、恩給担保貸付事業の場合は例外として担保に供することができることとしている年金制度改正法による改正前の規定は、なおその効力を有することとされたこと。（年金制度改正法附則第80条第3項関係）

第4 経過措置について

(1) 令和4年10月1日前に地方公務員共済組合の組合員の資格を取得して、同日まで引き続きその資格を有する者（任意継続組合員及び同年10月から標準報酬を改定されるべき者を除く。）のうち、同年9月の標準報酬の月額が9万8千円で、その基礎となった報酬月額が9万3千円未満であるものの標準報酬は、同日において改定するものとし、改定された標準報酬は、同年10月から令和5年8月までの各月の標準報酬とすることとされたこと。（年金制度改正法附則第19条関係）

(2) 改正後の退職年金の支給の繰下げに関する規定は、令和4年4月1日の前日において70歳に達していない者について適用することとされたこと。（年金制度改正法附則第20条及び第23条関係）

(3) 改正後の時効に関する規定は、令和4年4月1日以後に生ずる権利について適用することとされたこと。（年金制度改正法附則第21条関係）

(4) 改正後の日本国籍を有しない者に対する一時金の支給に関する規定は、令和4年4月1日前に厚生年金保険法の脱退一時金の支給を請求した者が、同日以後に改正後の地共済法の一時的金の支給を請求した場合についても適用することとされたこと。（年金制度改正法附則第22条関係）

第5 施行期日

令和4年4月1日から施行することとされたこと。

ただし、次の事項については、当該各事項に定める日から施行することとされたこと。

ア 第2の1に関する事項 令和4年10月1日

イ 第2の2(2)に関する事項 令和5年4月1日